

平成28年3月 定例教育委員会

日 時 平成28年3月23日（水）
10時00分～

場 所 総合教育センター 3階 研修室3

出席者

（教育委員）

永元教育長 久田委員 深町委員 合田委員 内海委員

（事務局）

久家教育次長 百津教育次長兼学校教育課長 友永総合教育センター長兼総合教育センター課長 大藤教育委員会総務課長 吉田学校保健課長 川嶋図書館長 金子教育センター長 犬塚青少年教育センター所長 小田社会教育課長 吉住公民館政策課長 鶴田スポーツ振興課長 三上公民館政策課係長、阿比留総務課長補佐

欠席者

（事務局）

なし

傍聴者 0名

内 容

(1)平成28年1月分会議録の確認

(2)教育長報告

(3)議 題

- ①佐世保市教育委員会事務局処務規程の一部改正の件
- ②佐世保市民文化ホール条例施行規則の一部改正の件
- ③佐世保市博物館島瀬美術センター条例施行規則の一部改正の件

(4)協議事項

なし

(5)報告事項

- ①小中学校及び幼稚園の施設利用に伴う実費徴収金に関する内規の一部改正について
- ②針尾幼稚園の休園について
- ③学校給食における学校生活管理指導表文書料補助金交付要綱の制定について
- ④総合教育センター課嘱託職員の採用決定について（資料なし）
- ⑤平成28年4月1日施行の佐世保市公民館管理運営ハンドブックの件

(6) その他

次回開催予定

【永元教育長】

それでは3月の定例教育委員会を開催させていただきます。まずは、前回の定例教育委員会から本日までの活動報告をいたします。

◆ 教育長報告

- 2月21日 野崎中学校閉校式
- 2月22日 中学校長研修会
- 2月23日 幼児教育センター運営委員会
- 2月24日 母と女性教職員の会要望回答
- 2月25日 佐世保市体育協会スポーツ表彰式
- 2月26日 佐世保市議会3月定例会
- 2月29日 臨時教育委員会
- 3月 3日 市議会本会議（先議案件、代表質問）
- 3月 4日 市議会本会議（代表質問）
- 3月 5日 佐世保市教育委員会文化及びスポーツ表彰式
- 3月 9日 市議会本会議（個人質問）
- 3月10日 市議会本会議（個人質問）
- 3月11日 文教厚生委員会
- 3月13日 明社協掃除に学ぶ会
- 3月14日 前期教育委員会
- 3月15日 野崎中学校卒業式
- 3月17日 小佐々小学校卒業式
- 3月19日 池坊全九州連合花展長崎大会開場式
- 3月23日 定例教育委員会

◆教育長報告に関する質疑・意見等

なし

◆議題

【永元教育長】

それでは議題に入ります。議題①「佐世保市教育委員会事務局処務規程の一部改正の件」について、事務局の説明をお願いします。

【大藤総務課長】

それではご説明いたします。この規程には、第23条の2の所に、佐世保市文書規程の準

用箇所がございます。この部分につきまして、本年4月1日から総合病院が独立行政法人化されるということで、佐世保市の規定上外れていきますので、その準用部分を文言修正するというものでございます。

資料の2ページをご覧ください。佐世保市教育委員会事務処務規定というものの内容といたしましては、教育委員会の組織、例えば総務課、学校教育課などといった組織についての記載とその事務分掌、それから事務局内の代決のルール、教育委員会内の文書の取り扱いについて定めているものでございますが、この中で第23条の2というところが、色々定めてある中で、佐世保市文書規程等の準用ということで、「この章に定めるもののほか、文書の取り扱いについては、佐世保市文書規程及び佐世保市電子署名規程を準用する。その場合において、次の表の左欄に掲げる佐世保市電子署名規程別表中の字句は、それぞれ次表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。」となっております、その表をここに記載しているものです。

もともとは、市長とあるところは教育長と読み替える。保健所長のところも教育長と読み替える。この中で、病院事業管理者とあるところは、教育委員会と読み替える。あるいは、総合病院事務局総務課長とあるところは、教育委員会総務課長に読み替えるとなっておりますけれども、先ほど申しましたとおり4月1日から独立行政法人化されますことから、佐世保市の規程から外れますため、事務処務規程からも削除をするというものでございます。

説明は以上です。

【永元教育長】

はい。只今総務課長から説明があったとおりでございまして、佐世保市文書規定中に教育委員会以外の言葉が出てきたときに、教育委員会並びに教育委員会総務課長と読み替えて、この文書規程を使うということでございますが、そもそも病院事業管理者や総合病院事務局総務課長というものが無くなりますから、読み替えるべき言葉がなくなるということから、処務規程からも消すというものでございます。

この件につきましては、そのようなことでよろしいですか。

【全委員】

はい。

【永元教育長】

ありがとうございました。本件は了承することと致します。それでは、次に議題②「佐世保市民文化ホール条例施行規則の一部改正の件」の説明をお願いします。

【小田社会教育課長】

お許しただけたら、議題②に併せまして議題③「佐世保市博物館島瀬美術センター条例施行規則の一部改正の件」もご説明させて頂けたらと思っております。

【永元教育長】

はい、併せて説明をお願いします。

【小田社会教育課長】

まず、議題②の佐世保市民文化ホール条例施行規則の一部改正の件でございますが、4月1日に再開館を致しますことに伴いまして、条例につきましては12月の教育委員会で改定を行ったところでございますが、この改定に伴い施行規則も改定を行っていくというもので

ございます。改定内容につきましては、資料 1 ページの提案内容に 8 項目ほど掲げております。

まず、1 点目として旧海軍佐世保鎮守府凱旋記念館という文言が条例にも入っておりますので、規則にも入れるというものです。

それから、2 点目にホールを市民文化ホールに改めます。この規則の中で、ホールという文言が、建物全体を示す場合と建物の中のホールを示す場合がございますので、この機会に改めたいと考えております。

3 点目に、使用許可申請書の受付期間を改めるという所でございますが、新旧対照表の 10 ページをお開きください。右側に使用の手続きとして申請の時期の記載がございますが、今までは 3 月前までに申し込むようになっております。これを 2 分化しております。本番のために使用する場合は 1 2 月前に申請ができるというものを新設いたしております。

4 点目に、使用料の減免要件及び減免率を規定し、別表及び様式を定めるというもので、規定としては 11 ページ、表は 15 ページに定めております。もともとは、規則では定めず内規で定めておりましたが、これを他の教育施設と合わせて、規則にきちんと明記するという事で、新たに条文化したものでございます。第 9 条に条例の規定を受けての使用料の減免の条文を設け、その内容を 15 ページの右欄のように別表 2 として、国や地方自治体の防災や防疫又はその訓練のために使用される場合、社会教育課が自主事業等に使用する場合、教育委員会が特に必要と認める場合という 3 種のみということで、他の施設と整合を保つ形で減免規定を定めております。

5 点目以降につきましては、文言整理等ということになりますが、7 点目に器具等使用料について改めるというものがあります。

新旧対照表では、14 ページになります。再開館に伴いまして使用する備品も新しいものを入れているものもありますし、従前からのものもあるということで、整理致したものでございます。

以上が、市民文化ホール条例施行規則の一部改正についての説明となります。

続いて、島瀬美術センター条例施行規則の一部改正についてご説明いたします。

資料 1 ページの提案内容ですが、減免の要件及び減免率を設定し、別表及び様式を追加するというものでございます。こちらのほうも、市民文化ホールと同様に減免につきましては、内規を使用しておりましたが、規則にきちんと明記しようということでの改正ということでございます。

島瀬美術センターの使用料につきましては、12 月の時の改定を行っておりませんので、減免規定の新設のみということになります。新旧対照表の 5 ページをご覧ください。第 7 条として、条例第 5 条に基づき減免規定を設けると致しまして、6 ページの第 12 条の下ある別表として市民文化ホールと同じ 3 要件に合わせる形で減免の要件を規定しております。

以上で、説明を終わります。

【永元教育長】

はい。ありがとうございます。只今、2 点についてご説明ありました。減免の要件は他に合わせるということですが、3 つ目の、特に教育委員会が必要と認めるときというのは、更に要綱で定めるということになるのですか。

【小田社会教育課長】

はい。そのように考えております。ただ、現段階で特に認める部分で細かく定めなければならないものはございませんので、その都度考えていくということになるかと思います。

【永元教育長】

教育委員会が定めるので、教育長まで決裁を取って教育委員会で報告するか、要綱を作るか、別途規則を改定するかということになりますね。市民文化ホールも、島瀬美術センターも今のところはそういったものは無いということですね。

【小田社会教育課長】

はい。

【永元教育長】

そういうことで、今のところ規則の文言の整理と受け皿の整理を行っておくということのようです。特に問題はないようですが、承認もよろしいでしょうか。

【全委員】

はい。

【永元教育長】

ありがとうございました。議題②、③共に了承ということで議題については以上となります。次に報告事項へ参ります。報告①「小中学校及び幼稚園の施設利用に伴う実費徴収金に関する内規の一部改正について」の説明をお願いします。

【大藤総務課長】

学校施設の使用につきましては、先日ご審議いただきました佐世保市立学校使用規則によりまして、申請を出されて、許可を学校長の方が判断するという事になっております。使用料につきましては、電気代などの実費については徴収していただくようになっていますが、学校の行事につきましては、もちろん実費等は取らないということで、原則としてお貸しする場合には実費を徴収するけれども、内容によって実費を免除することがあるとなっています。

今回の改正につきましては、提案理由にありますように、内規の第6条において、実費徴収金を免除する場合は、利用団体から免除申請を提出させなければならないと定めており、施設使用許可申請書と併せて提出させております。しかしながら、事務が煩雑になり、免除申請書を提出させ損なう恐れもあることから内規の見直しを行うこととしました。学校現場の申請受付事務の負担を減らしたうえで、施設管理者である学校長による判断で免除が行われたということが確実に分かるような事務取り扱いに改正するものです。

2ページ目をお開きください。小中学校及び幼稚園の施設利用に伴う実費徴収金に関する内規というものの新旧対照表でございます。このうち、6項目目「実費徴収金の免除をする場合は、利用団体から使用内容等を明記した免除申請を提出させなければならない。」ということで、次ページに免除申請の様式が別表として添付されています。使用日時、使用目的、使用施設、責任者の住所とありますが、これを廃止いたしまして、前頁の新旧対照表の右欄に「実費徴収金の免除をする場合は、学校長は、佐世保市立学校施設使用許可申請書の備考に、免除の旨とその根拠を記載するものとする。」というように変更いたしまして、免除申請書は配布しないが、先般変更いたしました佐世保市立学校施設使用許可申請書には、免除申請と同内容の記載事項が全

て網羅されておりますので、この様式の備考欄に大会の趣旨によりまして免除するというようにさせて頂こうとしております。

説明は以上です。

【永元教育長】

はい。ご質問等ありましたらお願いします。

【深町委員】

関連での質問ですけれども、これ（佐世保市立学校施設使用許可申請書）を見ておりますと、使用の施設欄には、体育館、講堂、運動場、教室、その他とありますが、その他の中に、例えばPTA行事で家庭科室とか調理室とか使いますが、そういう時に使うのですか。

【大藤総務課長】

体育館をはじめここに記載されている個所以外は、すべてその他の欄を使います。

【深町委員】

その時は、免除申請は無くして使用許可書のみでいいですということですね。

【大藤総務課長】

はい。

【深町委員】

以前、PTA活動をしているときに、ある学校で休日に育友会行事として使おうと思ったけれども、校長先生が許可をくれなかったという例があったので、校長先生の判断で使用できるという学校もあるし、使用できないという学校もあったりして、ちょっとまちな感じもあったので、その辺りがどうなっているのかなと。申請書を見てると、どこでも申請できるような感じがするのですが。

【久田委員】

過去に私が現場にいたときに、深町委員が発言なさったようなことを思い起こしているのですが、PTA行事で家庭科室を貸してほしいと申請があっても、許可しなかったような記憶があります。その根拠としては、子どもと一緒に活動する事業であれば何ら問題はないと思うのですが、PTAだけとなれば公民館等でも活動できるのかなと。だから、一定整理をしておかないと、校長によって貸す、貸さないという事例が出てきたときに、あそこの学校は貸すのになという問題が生じてくるので、一定の基準を整理して、全市内の校長先生が承知していただかないといけないことではないかと思えます。

【深町委員】

子どもたちのために親が家庭科室を使って炊き出しをするのに、家庭科室を貸してもらえなかったという事例だったので、どうしてだろうという風になってました。

久田委員がおっしゃる保護者だけというのは理解できるのですが、子どもたちのために親がすることに対して許可がもらえないということは疑問に思ったので。

【久田委員】

例えば、6年生の思い出を作ろうということで、PTA主催で校内行事をすることは良くあることで、そういう時には、そうめん流しをしようとか、カレーを作ろうとかなれば、当然家庭科室を開放して行事を行っていた記憶はありますね。

【大藤総務課長】

実は、この要綱の他に指針というものも持っておりまして、自校の児童生徒が行う行事は無料とか、他校を跨ぐと料金を取るとか、一定の基準というものは各学校にお示ししている部分があります。ただ、どこまで強く言えるのか、地域ごとに違いもあり、一人でも他校の生徒が混ざるとダメなのかというようなこともあり、難しい面も多々あります。しかし、もう少し整理をしてみたいと思います。

【永元教育長】

2つ問題があると思うのですが、まず校舎や体育館というものについての対象日は、土、日ですか。

【大藤総務課長】

基本は、土、日です。体育館など、毎日という所もありますが。

【永元教育長】

今、家庭科室などの問題になっているのは、使い方の問題だと思うんですね。

【大藤総務課長】

校舎は、独立して貸せるような造りになっていて、先生方が来なくても管理できるような場所であればお貸しすることはできるのかなと思います。それは、学校によって違いがあるところです。そういう風になっていない学校では、学校行事であれば先生方も出てきているので貸せるけれども、それ以外では難しいといったこともあります。

【久田委員】

各町内会の子ども会のような形で活動されると学校は大変困るんですね。だから、その単位PTAと子ども達という形であれば、大方教職員も関わって、管理職も当然出てきておりますから、対応は容易なんですね。だから、そういう大枠の部分で独立していない校舎そのもののように、全館開けなければならない所は大枠の部分で理解してもらうことが、学校運営上スムーズに行くのではないかと思います。

【永元教育長】

久田委員がおっしゃるように、学校運営上ストレスのところがあるかと思います。PTAには先生も入っていらっしゃって、勤務として学校を開けるのか、ギリギリのところを使わせているのか、勤務ではないと思うんですね。PTA活動ですから。

それから、この使用許可における実費徴収というのは、電気、ガスすべてということですか。

【大藤総務課長】

ガスは原則使わせないということにしています。

【永元教育長】

電気使用量だけであれば、許可申請書の書式にある記載事項で足りるという判断をしてよいですね。

【大藤総務課長】

はい。実費徴収欄に丸があれば、電気使用料を頂くということになります。

【永元教育長】

実費については、そういうことで理解していただきたいのですが、困っているのは、他の教育施設は受益者負担ということで、ほぼ有料となっています。学校施設の場合は、取らないというよりも、取れないという考え方です。使用料が微妙な所があって実費は今申した通り取っているのですが、仮に公民館などを使っている方が沢山来たときはどうするのかという時の考え方、つまり自校のものであるとか、優先度合いであるとか、そういったことについて公民館政策課と話し合っているのですか。

【大藤総務課長】

そこはまだ行っていません。予約の方法という所が時々クレームという形でありまして、大体が定期利用の団体で埋まっているのだけれども、ある所がたまたま使えないので学校に申し込むと「もう埋まっていますよ」と、「じゃ、いつ申し込めばいいのですか」との問いに、「一年先まで埋まっています」という学校もあるようです。5日前までに申し込むこととしか書いてないのに、それじゃおかしいではないかと。あまり競合しない所はきれいに嵌るのですが、中心部辺りになると一カ月単位で申し込むといったルールが必要なのかなという所までで、実際に学校にどう対応されているのかということを知りて、中には抽選で決めているという学校もありますけれども、全てを抽選にしてしまうと地元の人たちが誰も使えないといった事態も想定されますので、予約枠、フリー枠のような色々な知恵を出して、学校としての対応はこうですというものを示していかないといけないと考えています。

【永元教育長】

そのところは今後十分詰めていただきたいと思います。少し使用料の方に脱線しましたが、実費徴収については許可申請で判断が付くということですので、この報告については、よろしいでしょうか。

【全教育委員】

はい。

【永元教育長】

ありがとうございます。それでは、次に報告②「針尾幼稚園の休園について」の説明をお願いします。

【百津学校教育課長】

資料はご用意しておりませんが、佐世保市立針尾幼稚園の休園についてのご報告で

す。針尾幼稚園は、現在、年中児の在籍がございません。本年度は、男児 1 名、女児 1 名の計 2 名の年長児が在籍しているところでございます。昨年 11 月に園児の募集を致しましたけれども、針尾幼稚園への入園希望の園児はございませんでした。従いまして、本年度 2 名の年長児が卒業した後、在籍する園児がないという状況になります。このことによりまして、針尾幼稚園は平成 28 年 4 月 1 日より平成 29 年 3 月 31 日まで休園といたします。

因みに、平成 29 年 3 月 31 日をもって、市内公立幼稚園 7 園のうち休園いたします針尾幼稚園、それから三川内幼稚園、中里幼稚園、小佐々幼稚園、世知原幼稚園の 5 園を廃園いたします。

【永元教育長】

人員等の整理なども考えなくてはならないのですが、平成 28 年度から 2 人修業に出しまして、29 年度から「幼児まどか版」というものを白南風小学校の中につくる準備もしているところです。2 クラス程を想定しています。週に一回の通園になる予定です。今回予算を 2600 万円程取って、クラスを改修しようとしております。

【合田委員】

まどか版と考えたときに、例えば他所の私立幼稚園等に通っているお子さんが 1 週間に 1 回通級する形になりのでしょうか。

【永元教育長】

そうです。

【合田委員】

その場合の金額というのは無料ということですよ。まどかと同じということであれば。

【久田委員】

幼児ことばの教室みたいな感じですよ。

【合田委員】

どこの幼稚園も苦慮されているところがあるので、この取り組みはいいと思います。

【永元教育長】

後半の部分は多少蛇足になりましたが参考までにということで、休園の件についてはよろしいですか。

【全委員】

はい。

【永元教育長】

次に報告③「学校給食における学校生活管理指導表文書料補助金交付要綱の制定について」説明をお願いします。

【吉田学校保健課長】

学校給食における学校生活管理指導表文書料につきましては、児童等一人当たり 2 千円、小学校 6 年生については、中学 1 年生での対応分を合わせて 4 千円を上限として、平成 28 年 4 月 1 日から施行するようにしておりますが、支出の根拠となる補助金の交付要綱を現在市長まで決裁に上げている状況ですので、概要のご説明をさせていただきます。

要綱の中で、特にお知らせしたいのは、第 4 条の補助の対象の部分です。このうち、第 2 項の「補助金の交付額は、児童等一人当たり年間 2000 円を上限とし、要した文書料とする。」という点につきましては、既にご説明申し上げているところです。第 3 項の小学校 6 年生の点ですが、通常の小学生は概ね 12 月から 3 月までに所定の文書を整えて 4 月に学校に提出するという流れになるのですが、6 年生だけは、中学校 1 年生となるために、3 月までにこの処理を完結しなければなりません。このため、文書料が 2 倍発生することが想定されるということで、年間 4000 円を上限とし、要した文書料を補助するというようにしております。

その他の部分については、既にご説明しておりますので、割愛させていただきます。説明は以上でございます。

【永元教育長】

非常に画期的な制度でとてもいいことじゃないかと思っています。全体像を作り上げるために、学校保健会特に医師会の小児科の先生方にご苦勞頂きましたことを心よりお礼申し上げたいと思います。食物アレルギーがある子どもは、これを出していただくことで危険な食物を除去するということになります。以上で、報告③はよろしいですか。

【全委員】

はい。

【永元教育長】

ありがとうございました。それでは、報告④「総合教育センター課嘱託職員の採用決定について」説明をお願いします。

【友永総合教育センター長】

この度任用期間満了を理由に、総合教育センターの常勤嘱託 1 名と非常勤嘱託 2 名が退職となるため、2 月 15 日から 19 日までハローワーク及び市のホームページで募集を致しました。これに対し、常勤嘱託が 3 名、非常勤嘱託が 4 名の応募がございまして、書類審査及び面接によりそれぞれ決定しました。以上でございます。

【永元教育長】

これについては、よろしいでしょうか。

【全委員】

はい。

【永元教育長】

次に、報告⑥「平成28年4月1日施行の佐世保市公民館管理運営ハンドブックについて」ご説明をお願いします。

【吉住公民館政策課長】

佐世保市公民館管理運営ハンドブックにつきましては、各館が料金判定等を行っていく際に、教育委員会、公民館運営審議会、社会教育委員の会などによる答申などにより決まっています。また、内容につきましては、条例、規則、要綱を掲載しているところです。利用につきましては、各館の窓口へ備え付けられるほか、ご要望があればこちらでご準備したりもしたいと考えております。

中身については、1ページの「佐世保市公民館の設置及び管理に関する条例」、17ページの「佐世保市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則」並びに26ページの「佐世保市公民館の設置及び管理に関する条例及び同施行規則の運用等に関する要綱」につきましては、1月の定例教育委員会で協議いただいたところですので、説明は割愛させていただきます。

31ページからが、佐世保市公民館使用料の判定に関する内規でございます。

目的種別の分け方と利用料金ということで、表を添付しておりますが、公助的、共助的、自助的、その他という区分になります。

32ページをお開きください。料金設定に当たっての考え方と使用料の免除について、前頁の内容を文書で記載しているものでございます。

33ページをご覧ください。営利の判断、貸館ができない使用目的等について記載をしております。

34ページになりますが、運用要綱第9条第2項に規定する運用につきましては、使用が社会教育目的なのか、目的外使用なのか、各館がしっかり判断できるように各団体が使用する際の具体的な例と判定を例示しております。(1)の通則、(2)の町内会等の使用、36ページになりますが(3)行政の使用、(4)法的根拠を持つ法人・企業・組合・団体関係、38ページに(5)学校、39ページになりますが、(6)任意団体等、40ページの(7)その他の使用という区分で具体的に例示を行いながら各館の判断の際に参照していただくこととしております。

42ページになりますが、佐世保市公民館定期使用の基準及び手続等に関する要綱を整備しております。こちらの方は、定期使用団体の使用回数などを明記しております。

それから、45ページは事務の流れ図。46ページが料金判定フローチャートでございます。以上でございます。

【永元教育長】

はい。ありがとうございました。ご質問があればお願いします。

【久田委員】

これは、各館でばらばらの対応にならないための内部のハンドブックということで理解すればいいのですか。

【吉住公民館政策課長】

まずは、各館の職員にお配りしますけれども、窓口にも設置いたしますし、定期利用団体の代表者の方とかにもお配りする予定としております。

【久田委員】

了解しました。

【永元教育長】

実費徴収も早く整備しないといけないですね。

【吉住公民館政策課長】

はい。

【永元教育長】

先般の文教厚生委員会からも周知徹底を図ることという意見が出ていますので、早くこうした取り組みに移れるようにしないとイケません。

また、このように決めましたけれども、同委員会からはどのくらいの歳入が見込まれるのか、経費が収入分だけあるのかというような質問もありましたけれども、やってみないとわからないということを言っていますし、実行しながら改善するようにしないと、とにかくやらせてくれと、改善はしないのかと言われても、やってないのに改めるわけにもいきませんから、やり取りの中ではそういったことで納めていただいたところもあります。

本当に今後いろいろと厳しい財政状況になってきますし、これも行革の一環かなということもありますので、一緒に歩調を合わせてやっていかなくちやいけないと思います。

そういうことで、これで報告もすべて終わりました。

他に特にないようでしたら、これをもちまして3月の定例教育委員会を終了します。

お疲れ様でした。

-----了-----